

<参考>

建設事業者の合併等に対する特例措置の概要

1 目的

建設事業者の合併等による経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

2 対象

- (1) 合併会社等（吸収合併、新設合併、営業譲渡、会社分割承継）
- (2) 協業組合
- (3) 事業協同組合
- (4) (1)(2)については、市内企業で入札参加資格を引き続き5年以上有する者によるものに限る。
- (5) (3)については、市内企業によるものに限る。

3 支援内容

(1)合併等会社

項目	内容	要件
格付における優遇 (格付業種を対象)	合併後3年未満 合併後の総合点数に15%加算 合併後3年～5年 合併後の総合点数に10%加算 昇級は1等級上位まで	当事会社が同一業種で同一等級又は直近の等級であること。
指名における優遇 (全業種を対象)	合併後5年間、特例措置を適用 格付業種 合併存続会社の等級以外に次の条件により指名 ・消滅会社又は直近下位の等級 格付のない業種 当事会社の工事实績等	

(2)協業組合（中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合）

項目	内容	要件
格付における優遇 (格付業種を対象)	設立後5年間 組合の総合点数に10%加算 昇級は、最上位等級の組合員の1等級上位まで	組合員のうち、同一業種の上位2者が同一又は直近の等級であること。
指名における優遇 (格付業種を対象)	設立後5年間は、組合の等級以外に直近下位の等級でも指名	

(3)事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく組合）

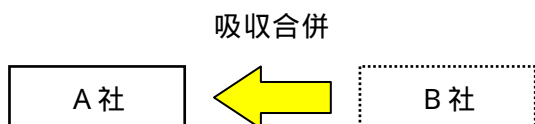
項目	内容	要件
格付における優遇 (格付業種を対象)	組合の総合点数の算出方法 ・組合の経営事項審査の総合評定値に、組合及び組合員の平均値を加算	中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けていること。

4 施行時期

平成17年7月1日（施行日以降の合併等及び協業組合、事業協同組合の設立に適用する。）

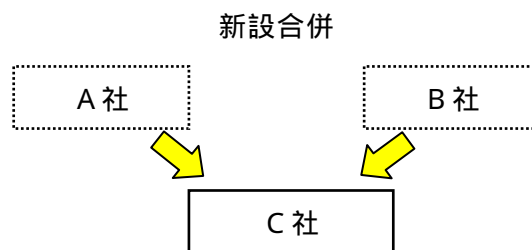
<参考>

(1) 合併等



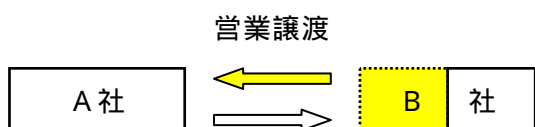
- ・ A社がB社を吸収
- ・ B社は消滅

合併による新しい等級
B社の有していた等級又は合併による新しい等級の直近下位の等級



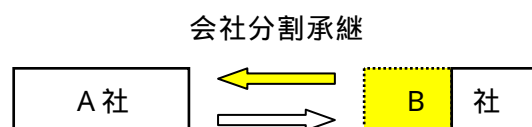
- ・ A、B合併し、C社を新設
- ・ C社の本社は元A社
- ・ A、B社は消滅

合併による新しい等級
B社の有していた等級又は合併による新しい等級の直近下位の等級



- ・ B社はA社へ建設業の営業の全てを譲渡（B社は建設業を廃業）
- ・ A社はB社へ対価を支払う

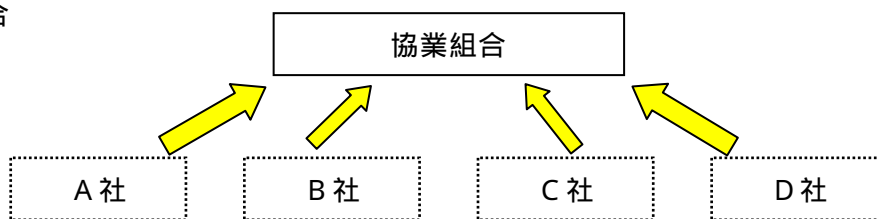
譲渡による新しい等級
B社の有していた等級又は譲渡による新しい等級の直近下位の等級



- ・ A社はB社の建設業の営業を全て承継（B社は建設業を廃業）
- ・ A社は新株をB社へ割り当て

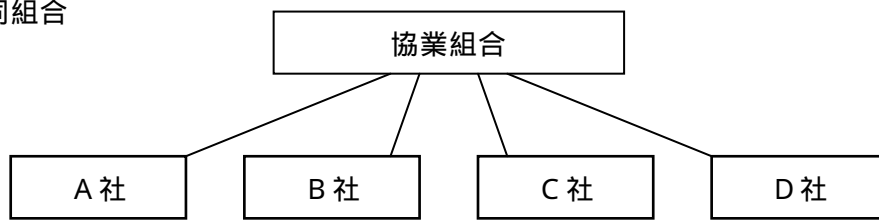
承継による新しい等級
B社の有していた等級又は承継による新しい等級の直近下位の等級

(2) 協業組合



- ・ 4社以上で設立。設立後は組合としてのみ営業できる。
- ・ 協業組合として経審を受審し、格付を行う。

(3) 事業協同組合



- ・ 4社以上で設立。設立後は組合、単体の両方で営業できる。
- ・ 事業協同組合として経審を受審し、格付を行う。

<参考>

特例措置の事例

(1) 合併等

合併会社の等級	新格付	総合点数の加点	指名の特例措置
B + B	A	有	A・B
C + C	B	有	B・C
A + A	A	有	A・B
B + B	B	有	B・C
A + BでAが存続	A	有	A・B
B + CでBが存続	B	有	B・C
B + CでBが存続	A	有	A・C
B + DでBが存続	B	無	B・D
A + BでBが存続	A	有	A・B
A + CでCが存続	A	無	A・C
B + CでCが存続	A	無	A・C
B + EでEが存続	B	無	B・E
A + B + CでAが存続	A	有	A・B・C
A + B + CでBが存続	A	有	A・B
A + 格付なし	A	無	A
D + 格付なし	C	無	C
格付なし + 格付なし	E	無	E

(注) 熊本県の指名の特例措置は、消滅又は廃業する会社を営業所とする場合に限る。

(2) 協業組合

協業組合の等級	新格付	総合点数の加点	指名の特例措置
B + B + B + B	B	有	B・C
B + B + C + C	B	有	B・C
A + B + C + C	A	有	A・B
A + C + D + E	A	無	A・B
B + D + E + E	B	無	B・C